

○香川県交通安全教育推進隊の運用要領の制定について

(令和8年3月17日付け交企第46号)

香川県交通安全教育推進隊（以下「推進隊」という。）による参加・体験型交通安全教育等の実施については、「香川県交通安全教育推進隊の運用要領の制定について」（令和4年3月17日付け香交企第68号）に基づき運用しているところであるが、この度、推進隊の運用要領等の一部を見直し、新たに別添の「香川県交通安全教育推進隊運用要領」を定め、令和8年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

香川県交通安全教育推進隊運用要領

第1 趣旨

香川県交通安全教育推進隊（以下「推進隊」という。）は、香川県公安委員会から委託を受け、地域の交通事故情勢や県民各層に対する参加・体験型交通安全教育の実施状況を踏まえ、具体的かつ実践的な交通安全教育の活性化が図られるよう、県下の交通関係機関・団体と連携して具体的かつ有効な交通安全教育及び支援活動を実施するものである。

第2 推進隊の体制

推進隊は、隊長以下複数名をもって組織する。

第3 推進隊の職務及び運用

- 1 隊長は、隊員を指揮統率して職務を推進する。
- 2 推進隊は、「集合教育班」、「個別指導班」で構成し、次に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 集合教育班

集合教育班は、次に掲げる対象者等に対して、複数の人を集め交通安全教育及び広報啓発活動を実施するものとする。

- ア デイサービス、老人会等において高齢者を対象とした交通安全教育
- イ 小学校、中学校、高等学校等において自転車利用者を対象とした交通安全教育
- ウ 企業・事業所等における安全運転管理者等を対象とした交通安全教育
- エ 交通安全教育指導者等を対象とした交通安全教育
- オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第16号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）対象者に対する講習
- カ 前各号に掲げるもののほか、交通企画課長が必要と認める対象者に対する交通安全教育

(2) 個別指導班

個別指導班は、交通事故分析に基づき、次に掲げる地域住民に対して個別訪問を行い、交通安全教育及び広報啓発活動を実施ものとする。

- ア 交通死亡事故等重大事故発生場所付近の地域住民
- イ 交通事故多発路線・エリアの地域住民
- ウ 交通死亡事故多発警報が発令された地区の地域住民
- エ 前各号に掲げるもののほか、交通企画課長が必要と認める地域の住民

3 活動地域

推進隊が活動する地域は、県下全域（島嶼部を含む。）とする。

自転車運転者講習にあつては、警察本部又は県内の警察署等の警察施設において、受講者のプライバシーに配慮した場所で実施する。

第4 交通安全教育の実施内容

1 集合教育班

(1) 参加・体験・実践型交通安全教育の実施

交通安全教育車、シートベルト着用効果体験車、自転車シミュレータ等各種交通安全教育機器を活用した交通安全教育のほか、セーフティナイトスクール（夜間等周囲が暗い環境下を設定した昼間に行う交通安全教育）の実施等参加・体験・実践型の交通安全教育を行うものとする。

(2) 安全運転管理者等に対する講習等の実施

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習のほか、企業及び事業所主催の研修等において、交通安全講習を行うものとする。

(3) 交通安全教育指導者の育成

教職員、市町職員、市町交通指導員及び交通安全活動を推進するボランティア等に対する交通安全教育手法の指導を行うものとする。

(4) 自転車運転者講習の実施

自転車運転者講習の実施に関する事項は、別に定める。

2 個別指導班

(1) 交通事故発生状況等の情報発信

訪問地域における交通事故の特徴や道路交通概況について説明するものとする。

(2) 交通手段別の交通事故防止対策の助言

訪問先の住民の主な交通手段を聴取の上、四輪、二輪、自転車、歩行者等の交通手段に応じて、交通事故事例の紹介や道路交通法の遵守、交通マナー向上への助言・指導を行うとともに、薄暮時や夜間における夜光タスキ等の反射材の着用、交通事故発生時の被害軽減を図るため自転車乗車用ヘルメットの着用の促進を図るものとする。

(3) 高齢者の交通事故防止に資する活動の実施

訪問先の住民が高齢者の場合は、高齢者の交通事故の特徴を説明するとともに、安全運転サポート車への乗り換え、運転免許の自主返納や返納後の移動手段についての注意点等についての助言を行うものとする。

第5 身分証明書

1 推進隊の個別指導班に身分証明書（別記様式第1号）を貸与する。

2 推進隊の個別指導班は、原則として第3 2（2）に定める活動を行なう時は、常に身分証明書を携帯するものとする。

3 推進隊の個別指導班は、活動に際して身分証明書の提示を求められた時は、これを提示するものとする。

第6 情報提供

交通企画課長は、推進隊に対して個別指導実施エリア及び自転車運転者講習の実施に係る情報提供を行うものとする。

第7 推進隊（集合教育班）の派遣要請

- 1 教推隊の集合教育班の派遣については、署長又は地域住民等の代表者から交通企画課長宛てに交通安全教育推進隊派遣要請書（別記様式第2号）により、要請するものとする。
- 2 交通企画課長は、要請に基づく交通安全教育の実施について、推進隊と調整を図るものとする。

第8 的確な事業評価の実施

交通企画課長は、推進隊の活動について、適宜、実施結果の検証に努め、真に効果的な活動となるよう配慮すること。

第9 運用上の留意事項

- 1 署長は、交通安全教育の開催に当たっては、県下各市町交通安全担当者、交通関係機関・団体の職員等との連携に配慮すること。
- 2 交通安全教育に従事する者は、受講者の動静に注意を払うとともに、交通安全教育活動中（機器操作を含む。）における安全の確保に努めること。

別記様式第 1 号

(表面)

第 号	身 分 証 明 書	(写真)
所属団体:		
氏 名:		
上記の者は、業務委託契約に基づき、次の業務における訪問指導を行う者であることを証明する。		
委託業務名	:	
有効期間	:	
発行日	:	
発行者	: 香川県警察本部長	印

8.6 センチメートル

5.4 センチメートル

(裏面)

<ol style="list-style-type: none">活動に際し、身分証明書の掲示を求められたときは、これを提示するものとする。本身分証は、発行日及び発行者の記載並びに公印のないものは、無効とする。本身分証は、有効期間を経過したとき、契約が解除されたとき等不要となったときは、速やかに返還すること。記載事項に変更があったときは、速やかに変更内容を届け出ること。本身分証は、他人に貸与し、及び譲渡してはならない。本身分証は、複写し、及び改ざんしてはならない。
--

年 月 日

交通企画課長 殿

署長

交通安全教育推進隊派遣要請書

みだしのことについて、次のとおり開催方を依頼します。

記

派遣希望日時			
派遣希望場所			
主催者 (実施主体)	所在地：		
	名称：	電話番号	- -
対象者	(記載例) 〇〇町交通指導員 〇〇地区地域交通安全活動推進委員 〇〇地区老人クラブ		〇〇人
研修希望内容 (具体的に)	(記載例) 上記日時場所での〇〇地区老人クラブ主催の「第〇回〇〇大学」において、歩行者・自転車乗車者を対象に、 ・ 交通安全講話（特に夜間における事故防止） ・ ビデオ映画の上映 ・ 視覚検査機器による動体視力等検査の実施 による交通安全教室を希望するもの。 希望機材等（自転車シミュレータ、交通安全教育車など）		
備考	配布資料の希望 ・ 〇〇警察署管内における最新の交通事故統計資料 ・ 春の全国交通安全運動のチラシ ・ 自転車の違反に関するのチラシ		